

皆野町新型コロナウイルス感染防止対策機器購入費

補助金申請要領

申請期間

令和2年8月17日(月) ～ 令和3年1月29日(金)

申請・問い合わせ窓口

皆野町役場産業観光課

商工観光担当 ☎0494-62-1462

※本要領の内容は変更する場合があります。

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を図るため、非接触で体表面の温度を測定するサーマルカメラの設置費用の一部を補助するものです。

2 対象となる経費

① 体表面温度を非接触で測定するサーマルカメラ（カメラ設置型、タブレット型、ハンディー型）の購入及び設置に要する経費

② 令和2年4月1日から令和2年12月31日までの間に、町内の事業所に設置したものが対象となります。

3 補助対象者の要件

補助金の交付を受ける為には、次の要件全てに該当する必要があります。

- ①町内に店舗、工場又は事業所を有し、事業を営む個人又は法人であること。
- ②町税の滞納がないこと。
- ③皆野町暴力団排除条例（平成24年皆野町条例第12号）第2条に規定する暴力団員等又はその関係者でないこと。

4 補助金の額

補助率 3分の2（1,000円未満の端数は切り捨て）

上限額 30万円

5 補助金の申請

補助金の交付を申請する場合は、次の書類を提出してください。

- ①皆野町新型コロナウイルス感染防止対策機器購入費補助金交付申請書
（様式第1号）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③対象経費の積算根拠が分かるもの（見積書等）
- ④対象機器の機能が分かるもの（カタログ等）

※ 申請は機器設置前の事前申請を原則としています。

※ 但し、令和2年4月以降の設置（納品）が確認できる場合は、既に設置した機器に対する事後申請も可能です。

6 実績報告

対象機器を設置し支払いが完了した場合は、次の書類を提出してください。

- ①皆野町新型コロナウイルス感染防止対策機器購入費補助金実績報告書兼請求書
（様式第4号）
- ②対象機器の設置状況が分かる写真
- ③対象経費の支払いを証する書類の写し（領収書等）

7 不交付の要件

次の事項に該当する方に対しては、補助金を交付することができません。

- ①国、法人税法別表第一に規定する公共法人
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ③政治団体
- ④宗教上の組織若しくは団体

8 交付の取消し

補助金の交付決定を受けた方が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又は不交付の要件に該当するときは、決定を取り消し、又は交付した補助金の全額若しくは一部を返還していただく場合があります。